

「第2回美郷ブランド作物栽培勉強会 ～『レンコン』の定植から栽培管理まで～」を開催します

開催日 ●7月27日(火) **集合時間** ●午後1時
集合場所 ●美郷町役場第2庁舎玄関前
 ※参加者が揃い次第、勉強会会場に移動します。
対象者 ●『レンコン』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進していて、それぞれの品目について栽培勉強会を開催しています。

興味をお持ちの方は7月21日(水)までお申し込みください

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

商工観光交流課

美郷町観光ガイドアプリ&美郷町まちナビカードに参加する事業者を募集しています

■美郷町観光ガイドアプリとは

町では、美郷町を観光等で訪れる方のために、観光スポットや飲食店、お土産店や宿泊施設などの情報を、スマートフォンやタブレット端末で検索できるシステム「美郷町観光ガイドアプリ」を運営しています。お店や商品の写真、おすすめ情報等も掲載でき、すでに多数の事業者の皆さまに参加いただいています。



■美郷町まちナビカードとは

3月31日にリニューアルオープンした道の駅美郷において、「美郷町まちナビカード掲示版」を設置しており、美郷町観光ガイドアプリに参加する事業者の「まちナビカード」を掲示します。道の駅美郷を訪れた観光客等へのPRや集客にお役立ていただけます。

■募集条件

等は次のとおりです。美郷町観光ガイドアプリ&美郷町まちナビカードにご参加

■美郷町まちナビカードイメージ



いただき、お店等のPRにぜひご活用ください。

募集対象 ●飲食店、商店、宿泊施設等

掲載料 ●1件あたり年間2,000円

(アプリへの掲載+カード100枚作成)

応募方法 ●7月16日(金)までに下記へご連絡ください。申込書等をお送りします。

その他 ●掲載の可否は当方で審査し決定します。その他詳細については下記までお問い合わせください。

申・問 町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909 FAX 0187(85)2107

税務課

8月2日(月)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	8月2日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	8月2日(月)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	8月2日(月)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	6月30日(水)

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤町営住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- JA秋田おぼこ ○JA秋田ふるさと ○ゆうちょ銀行

口座振替のメリット

口座振替がとても便利です

- ・料金のお支払いに向かう手間がはぶけます。
- ・お忙しい方には最適!お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配もなくなります。
- ・手数料も掛かりません!

問 町税務課 ☎0187(84)4902

国民健康保険税についてのお知らせ

令和3年度の国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入世帯の世帯主さまへ発送しますので内容をご確認ください。

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

■令和3年度の税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※)
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)	63万円	19万円	17万円

令和3年度改正(変更)部分について

- ・国民健康保険税の基礎控除額を43万円に改正しました。
- ・国民健康保険税の軽減基準額を改正しました(国民健康保険加入者全員および世帯主の前年中の所得合計額に応じて、均等割額と平等割額が軽減されます)。

	改正前	改正後
7割軽減	総所得金額が33万円以下	基礎控除額43万円+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
5割軽減	基礎控除額33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	基礎控除額43万円+(28.5万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
2割軽減	基礎控除額33万円+(52万円×被保険者数)以下	基礎控除額43万円+(52万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方)(65歳以上:公的年金等の収入が125万円を超える方)を指します。

※所得不明(未申告)の方がいると、軽減を受けられない場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。

特別徴収(年金からの天引き)について

次の3項目すべてに該当する方は、特別徴収(年金天引き)となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳以下であること
- ③対象の年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせても年金額の2分の1を超えていないこと

これらの要件から外れた場合や税額に変更があった場合は、自動的に天引きが中止となり普通徴収に変更されます。なお、特別徴収が不都合な場合は、申し出により口座振替に変更することもできますので、下記へご相談ください。

納付が困難なとき 特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

国民健康保険税(普通徴収)の減免申請期限は7月26日(月)です

次に該当する世帯等は国民健康保険税が減免または免除となる場合がありますので、お早めに町税務課へご相談ください。

■生活困窮等の場合

■新型コロナウイルス感染症の影響により、①または②に該当する場合

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年(令和2年)より減少する見込みの世帯で、次の要件すべてに該当する世帯

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下、事業収入等)のいずれかの減少見込みが前年の30パーセント以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・世帯の主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等以外の前年所得金額が400万円以下であること

※減免を受ける場合は申請が必要です。減免対象となる保険税の期別や申請方法等、詳細は町ホームページをご覧になるか下記へお問い合わせください。

※減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できません。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902